

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

法令名	愛媛県の海を管理する条例	根拠条項	資料番号	8	担当課	港湾海岸課
			第8条 第2項	不利益処分の種類	措置命令	
愛媛県の海を管理する条例						
(許可の取消し等)						
第8条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、その許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又はその行為の中止、工作物の改築、移転若しくは除却、その行為若しくは工作物により生じた若しくは生ずべき海域の管理上の障害を除去し、若しくは予防するために必要な施設の設置若しくは原状回復を命ずることができる。						
(1) 第3条第1項の規定に違反した者						
(2) 第3条第1項の許可に付した条件に違反した者						
(3) 偽りその他不正の行為により第3条第1項の許可を受けた者						
2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第3条第1項の許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。						
(1) 第3条第1項の許可に係る海域について、国又は地方公共団体が使用する必要を生じた場合						
(2) その他公益上やむを得ない場合						
(許可)						
第3条 普通海域において、次に掲げる海域の使用等をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。						
(1) 海域の占用						
(2) 土石(砂を含む。以下同じ)の採取						
(3) 土石の投入その他海底の形状を変更する行為(法令の規定により禁止されている行為を除く。以下「土石の投入等」という。)						
2 知事は、前項の許可に普通海域の管理上必要な条件を付することができる。						

(様式6)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

